

税の申告

2月16日～3月15日

申告書は正しく自書作成でお早めに！

今年も税の申告の季節がやって来ました。町県民税（住民税）の申告、所得税の確定申告と納税は、いずれも2月16日から3月15日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。土曜・日曜日はお休みとなりますが、2月17日・24日の土曜日午前中については、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。（3ページの日程表参照）毎年、申告期間の終了間際になりますと窓口がたいへん混み合い、長時間にわたってお待ちいただくことがあります。日時を確認のうえ、地区相談日に申告は済ませるようになり、申告書の作成にあたっては記載例に従って、自書作成で申告されますようお願いいたします。



所得税の申告

◎申告が必要な人

平成18年1月から12月までの所得金額を所得控除の合計額から差し引き、その金額に基づいて計算した金額から配当控除額と定率減税額を差し引いて残額のある人
給与所得のある人で、次の

いずれかに該当する人
・給与の年収が2千万円を超える人
・給与以外の所得が20万円を超える人

給与の支払いを2カ所以上から受けている人

◎還付申告で

税金がもどる人

給与所得のある次のような人は、確定申告をすると所得税がもどってくる場合があります。

- ・災害にあった人
- ・多額の医療費を支払った人
- ・マイホームをローンなどで取得した人で、一定の要件にあてはまる人

源泉徴収票、各種証明書、領収書などをお持ちください。

なお、還付申告は2月1日から受け付けします。

◎退職し再就職を

していない人

年の途中で退職し再就職をしていない場合、その年の給与については普通年末調整がされています。所得税が納め過

ぎになっている場合、確定申告をすると所得税がもどります。

◎譲渡所得がある人

平成18年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

◎こんなときにも

申告が必要です

「お金のやり取りがない」、「手元にお金が残っていない」というようなことで、「申告する必要がないのでは」と思っている人はいけませんか。

代物弁済、財産分与、保証債務、現物出資、法人に対する資産の贈与などや買い替え、交換、競売、収用、公売等の場合にも譲渡所得の申告が必要となり、佐原税務署で申告相談を受けていますのでご利用ください。

◎贈与税の申告

平成18年分の贈与税申告と納税は、2月1日から3月15日までです。昨年1年間に贈

与を受けた方は、贈与税の申告が必要です。

◎青色申告で

合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成19年分から青色申告をする方は、3月15日までに青色申告承認申請書を提出してください。

◎農業所得の申告

農業所得は、収支計算に基づき算出することになります。申告には「収支内訳書」の添付が必要ですが、内訳書の記入が不備の方は、農業取引記入帳など内容確認のため、次の書類もご利用ください。

〔収入に関するもの〕
出荷や販売の農作物、金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・仕切書・積算書・出荷金額証明書など）

受取共済金、補償金、雑収入などの金額
農作物の家事消費量
〔経費に関するもの〕

小作料、作業委託料、雇人費、ライスセンター使用料

または、役場町民課税務係 ☎ 2111 内線 231～232 まで